

公共建築工事品質確保技術者(Ⅰ)・(Ⅱ) 平成30年度 登録更新の手引き

- 講習受講案内 -

申請受付期間： 平成30年9月25日(火)～10月10日(水) 当日必着

資格区分： 公共建築工事品質確保技術者(Ⅰ)・(Ⅱ)

- 対象者：
- ① 平成27年度試験の合格者で資格者登録申請手続きをすませた者。(平成31年3月31日に登録有効期限が満了する者。)
 - ② 平成24年度試験の合格者で資格者登録申請手続きをすませた上で、平成27年度又は平成28年度に更新手続きを行った者。(平成31年3月31日に登録有効期限が満了する者。)
 - ③ 平成26年度試験の合格者で資格者登録申請手続きをすませたが、平成29年度の更新手続きを行わずに、平成30年3月31日に登録有効期限が満了した者。
 - ④ 平成23年度試験の合格者で資格者登録申請手続きをすませた後、1回目の更新手続きを行ったが、平成29年度の更新手続きを行わずに、平成30年3月31日に登録有効期間が満了した者。

(上記③及び④に該当される方は、本年度の講習を受講し、更新手続きを行うことにより、登録の抹消を取り消し、再登録することができます。)

なお、上記①から④の対象者には、申請様式を添えて通知します。

一般社団法人 公共建築協会

はじめに

一般社団法人 公共建築協会（以下「PBA」という。）は、平成22年度より「公共建築工事事品質確保技術者資格制度」（民間資格）を運用しています。本登録更新講習は、「公共建築工事事品質確保技術者の資格制度に関する要綱」第8条（登録の更新）に基づき実施します。

【公共建築工事事品質確保技術者の資格制度に関する要綱】より抜粋
（登録の更新）

第8条 登録の更新をしようとする者は、登録の有効期間内に更新についての申請を行わなければならない。

2 登録の更新をしようとする者は、登録の有効期間内にPBAが行う本制度に関する講習を受講しなければならない。

3 前項の講習を受講した者に対する登録は、前条第3項及び第4項に準じる。

4 登録を更新しなかった者は、登録を抹消する。ただし、登録の失効日から1年間については、第2項に規定する講習を受講し更新についての申請を行うことにより、登録の抹消を取り消し、再登録できるものとする。この場合、登録の有効期間は、第7条第5項の規定により1年間短縮する。

1. 手続きフロー

申 請	
[申請方法] ①申請書類一式 ②振込金受領書控えを、主催者窓口(P3)に送付 [申請期限]：平成30年10月10日(水)	
▽	▽
会場での受講を選択された方	個別講習を選択された方
▽	▽
受講票到着	教材到着
▽	▽
講習受講（東京会場） 平成30年10月22日(月)13:00～ 講習受講（名古屋会場） 平成30年11月14日(水)13:00～ 講習受講（大阪会場） 平成30年11月20日(火)13:00～	個別講習の実施 受講報告書の作成・提出 [提出方法] 申請・問い合わせ窓口 (P3 下欄 資格試験担当)へ送付 [提出期限] 平成30年11月26日(月)
▽	▽
手続き完了（新資格者登録証の受取）	試験委員による受講報告書審査
	▽
	手続き完了（新資格者登録証の受取）

2. 対象者

① 平成27年度試験の合格者で資格者登録申請手続きをすませた者。

（平成31年3月31日に有効期間が満了する者。）

<H27年度合格・登録者。>

H27 → H28 → H29 → H30 → 2019 → 2020 → 2021

△合格・登録

△今回更新

△次回更新

※ 公共建築工事事品質確保技術者(Ⅰ) 登録番号 151001号 ～ 151013号

公共建築工事事品質確保技術者(Ⅱ) 登録番号 152001号 ～ 152006号

② 平成24年度試験の合格者で資格者登録申請手続きをすませた上で平成27年度又は平成28年度に資格者登録更新手続きを行った者。

（平成31年3月31日に有効期間が満了する者。）

<H24年度合格・登録者で1回目の更新をすませた者。>

H24 → H25 → H26 → H27 → H28 → H29 → H30 → 2019 → 2020 → 2021

△合格・登録

△1回目更新

△今回更新

△次回更新

※ 公共建築工事事品質確保技術者(Ⅰ) 登録番号 121001号 ～ 121017号

公共建築工事事品質確保技術者(Ⅱ) 登録番号 122001号 ～ 122008号

- ③ 平成26年度試験の合格者で資格者登録申請手続きをすませたが、平成29年度の更新手続きを行わずに平成30年3月31日に有効期間が満了した者。(本年度の講習を受講し、更新手続きを行うことにより、登録の抹消を取り消し、再登録することができます。但し、その場合、有効期限は1年間短縮します。)

H26	→	H30.4.1	→	H30.9～10月頃	→	H30.10～11月頃	→	
[合格・登録]		[失効]		[更新申請]		[講習受講]		[再登録]

- ④ 平成23年度の合格者で資格者登録申請手続きをすませた後、1回目の更新手続きを行ったが、平成29年度の更新手続きを行わずに、平成30年3月31日に有効期間が満了した者。(本年度の講習を受講し、更新手続きを行うことにより、登録の抹消を取り消し、再登録することができます。但し、その場合、有効期限は1年間短縮します。)

3. 申請方法

下記「5. 更新講習（東京会場、名古屋会場、大阪会場）」又は「6. 更新講習（個別講習）」を受講してください。

- (1) 申請受付期間：平成30年9月25日（火）～10月10日（水）必着
- (2) 申請方法：必要書類を下記へ送付してください。
〒104-0033 東京都中央区新川1-24-8 東熱新川ビル6F
(一社) 公共建築協会 事業企画部（資格試験担当）あて
- (3) 提出書類：① 登録更新申請書兼受講申込書
(写真2枚添付。カラー、6ヶ月以内撮影、正面、無帽、無背景、スナップ写真不可。1枚は申込書に貼り、もう1枚については裏面に名前を記入し、申込書にクリップ止めして下さい。)
② 登録更新手数料の振込金受領書の控え（コピー）

4. 手数料の支払

登録更新には手数料がかかります。料金及び振込先は次のとおりです。

手数料：4,320円（税込み）

振込先：みずほ銀行 新川支店 普通 1052150

口座名義 一般社団法人 公共建築協会

※ 振込手数料は登録更新者の負担となります。払込後の登録更新手数料の払戻及び提出書類の返却はいたしかねます。

5. 講習(会場での受講を選択された方)

- (1) 平成30年度 講習 日時・会場

【東京】 日時：平成30年10月22日(月) 13:00～16:40

会場：馬事畜産会館（東京都中央区新川2丁目6-16）

【名古屋】 日時：平成30年11月14日(水) 13:00～17:20

会場：ウインクあいち（愛知県産業労働センター）

（愛知県名古屋市中村区名駅4丁目4-38）

【大阪】 日時：平成30年11月20日(火) 13:00～16:40

会場：エル・おおさか（大阪府立労働センター）

（大阪府大阪市中央区北浜東3-14）

なお、会場アクセス等の詳細は受講票に同封します。

- (2) 平成30年度 講習内容（予定）

- ・ 品確技術者の倫理について
- ・ 入札契約制度の現状と課題
- ・ 公共工事の総合評価落札方式の実施方針と取組について

- ・ プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続き
- ・ 愛知県建設部の品質確保に向けた取り組みについて（名古屋会場のみ）
- ・ 公共建築工事における品質確保について

(3) 受講票の受取

- ・ 会場での受講を選択された方には、講習の1週間前までに受講票が郵送されます。それまでに受講票が届かない場合には、申請・問い合わせ窓口(P3 下欄)資格試験担当までご連絡ください。
- ・ 受講票を受取られたら氏名、受講番号、受講日等を確認の上、大切に保管し、当日、資格者登録証とともに持参してください。
- ・ 受講者の都合による受講方法の変更や受講票の紛失が生じた場合には、下記の申請・問い合わせ窓口(資格担当)までご連絡ください。

(4) 注意事項

- ・ 持参するもの：受講票、資格者登録証、筆記用具
- ・ 開講10分前までに受付をすませてください。遅刻された場合は受講することができなくなります。
- ・ 駐車場の用意はございません。

(5) 新資格者登録証の受取

当日の全プログラムを受講いただいた後、持参いただいた現在の資格者登録証と引き換えに新資格者登録証が交付されます。

6. 講習(個別講習を選択された方)

前項5. 更新講習(会場での受講)をしない方は、更新講習(個別講習)を受講してください。手続きフローは次のとおりです。

- (1) 教材受取：平成30年10月下旬に教材が送付されます。
- (2) 講習実施：教材により各自で受講してください。
- (3) 受講報告書作成：教材のテーマに関する500～600字の報告書の作成。
- (4) 受講報告書提出：提出先 下記申請・問合せ窓口(資格試験担当)あて
提出期限 平成30年11月26日(月) 必着
- (5) 審査：提出された受講報告書を試験委員が審査します。
- (6) 新資格者登録証受取：

審査を通過した者には、12月中旬以降に新資格者登録証が交付されます。

7. 次回更新

上記2. 対象者(P1～P2) ①又は②の方が平成30年度に登録更新手続きを行った場合、次回の更新は2021年度となります。また、③及び④の方は2020年度となります。

以上

申請・問い合わせ窓口

一般社団法人 公共建築協会 事業企画部(資格試験担当)
〒104-0033 東京都中央区新川 1-24-8 東熱新川ビル 6階
TEL 03-3523-0382 FAX 03-3523-1827
E-MAIL : uchinoi@pba.or.jp tokuyama@pba.or.jp
URL : <https://www.pbaweb.jp/>